

(お知らせ)



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

令和 4 年 2 月 3 日
京都市保健福祉局
(医療衛生企画課 Tel:222-4244)

新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者である同居家族等の待機期間の 取扱いの変更について

令和 4 年 2 月 2 日に一部改正された国の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(別紙参照)に基づき、濃厚接触者である同居家族等(コロナと診断された方と生活を共にする家族や同居者)^{※1}の待機期間の取扱いを下記のとおり、変更することといたしましたのでお知らせいたします。

市民の皆様におかれましては、手洗い、マスクの着用、密の回避(1密にも留意)の徹底等、より一層の感染防止対策に御協力いただきますようお願いいたします。

記

コロナと診断された方の濃厚接触者である同居家族等^{※1}の待機期間は、同居家族等が社会機能維持者(エッセンシャルワーカー)であるか否かにかかわらず、以下のとおりとします。

・当該コロナと診断された方の発症日(無症状(無症状病原体保有者)の場合は検体採取日)

又は、

・当該コロナと診断された方の発症等により住居内で感染対策^{※2}を講じた日

のいずれか遅い方を0日目として、7日間(8日目解除)とする。

ただし、当該同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日(当該別の家族が無症状の場合は検体採取日)を0日目として起算します。

また、当該コロナと診断された方が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算します。

※1 同居家族等(コロナと診断された方と生活を共にする家族や同居者)

コロナと診断された方が自宅療養をする場合に空間的な分離の徹底が困難であるとの想定の下、例えば飲食、入浴、就寝等を共にする家族や同居者をいいます。

※2 感染対策

日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を講じている場合であり、個室対応等の空間分離までは求めません。